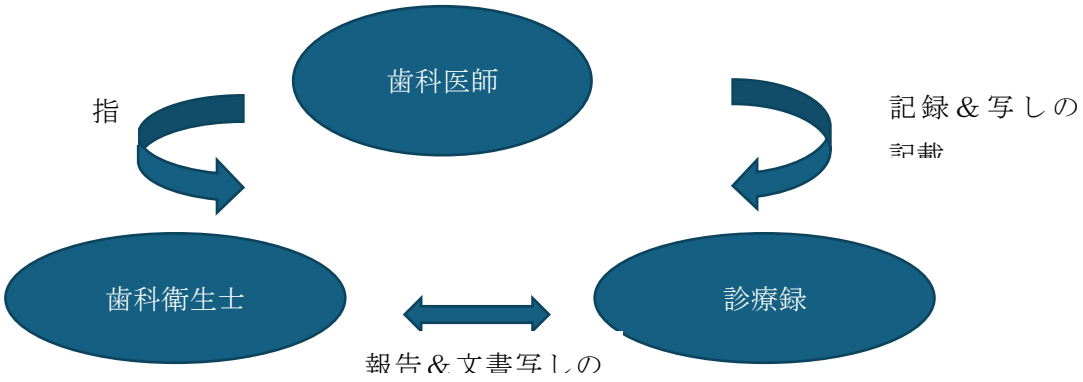
2026/09/13 開催　【口腔機能実地指導料に係る研修会】

口腔機能実地指導料　46 点
対象患者：口腔機能の発達不全を有する患者または口腔機能の低下を来している患者
算定要件：口腔機能に係る研修を受講した歯科衛生士が主治の歯科医師の指示を受けて口腔機能に係る指導を行い、情報を文書により提供した場合に月 1 回に限り算定する。

①歯科衛生実地指導料との併算定は可能。歯リハ 3 との重複算定は不可。
②文書提供の必須タイミング
　初診時・任意・6 か月経過時　※変化がなければ最低 6 か月に 1 回。
③チーム連携と記録のコンプライアンス



実地指導を実施し患者へ文書を渡す。　　DH に行った指示内容の要点を記載。患

口腔機能発達不全症（18 歳未満）
・咀嚼や嚥下がうまくできない
・講音の以上
・口呼吸
・患者には自覚がない

口腔機能低下症（50 歳以上）
・咀嚼、嚥下、講音、感覚が低下
・口の中を咬む、食べ物がこぼれる、誤嚥性肺炎

18 歳～49 歳
すでに完成された必要なものを持っている

口腔機能障害は運動器の問題